

# 函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、函館市企業局指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の違反行為に係る事務処理に関し必要な事項を定め、違反行為を未然に防止するとともに、違反行為に対し迅速かつ公正に措置を行い、適正な給水装置工事の運営を推進することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条および函館市水道事業給水条例（昭和34年函館市条例第3号。以下「条例」という。）第3条で定めるところによる。

## (違反行為)

第3条 水道事業の管理者（以下「管理者」という。）は、指定事業者および給水装置工事主任技術者（以下「指定事業者等」という。）が別表の函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る措置基準の違反項目に該当する行為（以下「違反行為」という。）を行ったと認められるときは、その情状に応じ、同表右欄に定める措置（過料を除く。）を行うことができる。

2 管理者は、指定事業者等が前項の違反行為を行ったと認められる場合において、過料を科すことが適当であると認められるときは、市長にその処分を求めるものとする。

## (違反行為の調査、報告等)

第4条 指定事業者等が違反行為を行った疑いがあると認められるときは、その違反行為に関する業務を所管する課長（以下「主管課長」という。）は、事実の有無について調査しなければならない。

2 主管課長は、前項の調査の結果、当該指定事業者等が違反行為を行ったと認められるときは、当該指定事業者等に対して、直ちに違反行為のは正および事情を説明するてん末書の提出を求めるとともに、当

該調査の結果を基に別記第1号様式による違反行為報告書を作成しなければならない。

3 主管課長は、違反行為報告書に当該違反行為を行った指定事業者等から提出されたてん末書を添付して、速やかに主管部長へ報告し、その措置について協議しなければならない。ただし、てん末書が提出されない場合は、違反行為報告書にその旨を付記して報告することができる。

4 主管課長は、第2項に規定する違反行為報告書を作成する場合において、指定事業者等が不正な手段で給水を開始した箇所の使用者に対し、当該違反行為を行っていた期間に係る条例第28条で定める水道料金（臨時に水道を使用する場合の料金を除く。以下同じ。）の徴収が予想されるときは、料金担当課長と協議しなければならない。この場合、水道料金を徴収しようとするときは、違反行為報告書にその旨を記載しなければならない。

5 主管課長以外の関係課長は、指定事業者等が違反行為を行った疑いを発見したときは、主管課長にその旨を報告しなければならない。

（指定事業者等への処分等）

第5条 行政処分として指定事業者に対して行う措置は、函館市水道事業給水条例施行規程（昭和38年函館市水道局規程第4号）第14条の4の規定に基づく指定の取消しまたは指定の効力の停止（以下「取消等処分」という。）とする。

2 給水装置工事主任技術者が法第25条の5第3項に規定する措置の対象となると認めるときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に報告するものとする。

3 軽微な違反行為と認めるとときは、取消等処分または前項に規定する報告に代えて、当該違反行為を行った指定事業者等に対し、文書警告を行うことができる。

4 違反行為に満たないが注意の必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、口頭注意を行なうことができる。

（審査委員会）

第6条 管理者は、主管課長の報告および協議により取消等処分を行う必要があると認めるとときは、給水装置工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催することができる。

（意見陳述）

第7条 管理者は、審査委員会報告書が提出された場合において、取消等処分をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

（1）指定の取消しに該当するとき 聴聞

（2）指定の効力の停止に該当するとき 弁明の機会の付与

2 聴聞を実施するときは、聴聞通知書により通知するものとする。

3 聴聞は、総務担当課長が主宰し、終結したときは速やかに聴聞調書、および聴聞報告書を作成し、審査委員会へ提出する。

4 弁明の機会の付与をするときは、弁明書の提出を求めるものとする。

5 第1項から前項までの規定による意見陳述の手続は、函館市行政手続条例によるものとする。

（水道技術管理者等の意見）

第8条 審査委員会の委員長は、必要があると判断したときは審査委員会に水道技術管理者その他委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

（処分の通知および公示）

第9条 管理者は、取消等処分またはその他の措置を行ったときは、当該指定事業者等に対して取消等処分にあっては、別記第4号様式によりその他の措置にあっては、別記第5号様式により遅滞なく通知するものとする。

2 管理者は、前項の取消等処分を行うときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。

（費用の請求）

第10条 法令等に基づく管理者の指示に従わない場合で、市に損害を与えるおそれがあると認められるときは、管理者が指定事業者等に代わって是正し、これに係る費用について条例の定めるところにより、指

定事業者等に請求するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



別記第1号様式（第4条関係）

違 反 行 為 報 告 書

年 月 日

水道法、函館市水道事業給水条例および函館市水道事業給水条例施行規程に違反する行為を認めたので、下記のとおり報告します。

記

- |  |  |               |
|--|--|---------------|
| 1 工事を施工した者の氏名<br>(指定給水装置工事事業者名)<br>(法人の場合、名称、代表者および担当者)  | 氏名<br>住所<br>電話番号   | (指定番号 第<br>号) |
| 工事の施工に関与した者の氏名<br>(給水装置工事主任技術者または技能を有する者)  | 氏名   | (交付番号第<br>号)  |
| 2 工事施工箇所   | 函館市 町 丁目 番 号   |               |
| 3 給水装置使用者（所有者）<br>(法人の場合、名称、代表者および担当者)   | 氏名<br>住所<br>電話番号   |               |
| 4 工事の施工期間および違反行為を行っていた期間   | 年 月 日 ~  | 年 月 日         |
| 5 発見の状況等<br>(1) 発見年月日<br>(2) 発見した職員名<br>(3) 発見の状況<br><br>(4) 是正を指示した職員名<br>(5) 指示年月日<br>(6) 指示内容<br>(7) 是正後の状況 | 年 月 日<br>課・担当・氏名<br>調査年月日<br>調査時間<br>調査内容<br>状況写真添付<br>年 月 日<br>課・担当・氏名<br>年 月 日<br>状況写真添付 |               |
| 6 工事の申請年月日および<br>工事しゅん工年月日   | 年 月 日<br>年 月 日   |               |
| 7 水道料金調定状況および収納状況  |  |               |
| 8 その他報告を要すると認められる事項<br>(1) 事情聴取の内容<br>(2) 違反事項<br>(3) 予定措置内容<br>(4) 報告者<br>(5) その他                             | 課・担当・氏名  |               |

別記第2号様式（第7条関係）

弁明の機会の付与通知書

年　月　日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

不利益処分に係る弁明の機会の付与を次のとおり行うので、行政手続法第30条（函館市行政手続条例第28条）の規定により通知します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の根拠となる 法令の条項	
予定される不利益 処分の原因となる 事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年　月　日
※口頭による弁明 の機会の付与	出頭すべき日時　年　月　日　時　分 出頭すべき場所
問合せ先	

注1　弁明をするときは、証拠書類または証拠物を提出することができます。

2　※印欄は、口頭による弁明の機会の付与を行う場合に記入してあります

。

別記第3号様式（第7条関係）

弁明書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

住所

氏名

年 月 日付けで通知のあった下記の弁明の機会の付与に関し、次のとおり弁明書を提出します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の原因となる 事実その他当該事 案の内容について の意見	

別記第4号様式（第9条関係）

処分通知書

年　月　日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

函館市水道事業給水条例施行規程第14条の5の規定により、次のとおり処分を決定したので、函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条の規定により通知します。

1　違反行為に対する処分

指定の取消し

指定の効力の停止  
〔ただし、 年　月　日から  
　　　　　　年　月　日まで〕

2　処分の理由

3　処分年月日　　年　月　日

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市公営企業管理者企業局長に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市公営企業管理者企業局長が被告の代表者となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第5号様式（第9条関係）

警 告 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

水道法、函館市水道事業給水条例および同施行規程に違反する行為があったので、函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条の規定により通知します。

なお、今後はこのような違反行為がないように、関係法令等を遵守の上、適正に業務を行うよう十分注意されたい。

1 違反行為に対する措置 文書警告

2 違反項目

3 措置年月日 年 月 日